

平成23年度

市の財政状況

市では、皆さんの納めた税金がどのように使われているか、また、財政がどのような状況にあるかをお知らせするため、年2回、財政状況を公表しています。今回は、平成24年3月31日時点の予算額をお知らせします。

◎問い合わせ

一般会計・特別会計について 財政課 ☎23-2113

水道事業について 水道局業務課 ☎23-4510

市の財政は3本柱

市の予算は、一般会計、特別会計、企業会計の3つの会計からなっています。

◆一般会計

市が行う仕事の中心となる部分の会計です。学校の校舎改修やごみの収集、福祉サービスの提供などいろいろなことに使われています。市税などが主な財源となっています。

◆特別会計

特定の収入（保険税や使用料など）で、その仕事の支出を賄う事業です。介護保険事業や国民健康保険事業などが、これに当たります。

◆企業会計

その仕事自体に収益（使用料）があり、その収益で支出を賄う独立採算制の会計で、水道事業がこれに当たります。

■一般会計および特別会計の状況

会計名	予算額	市債残高
一般会計	760億6,550万円	779億3,425万円
特別会計		
食肉センター	1億2,566万円	8億3,625万円
下水道事業	34億6,209万円	234億1,813万円
国民健康保険	223億4,457万円	—
後期高齢者医療	16億6,101万円	—
公設地方卸売市場事業	4,046万円	1億2,466万円
農業集落下水道事業	5億3,888万円	47億6,965万円
整備墓地	3,413万円	2億7,963万円
工業用地造成事業	3,405万円	3億9,060万円
介護保険	143億9,695万円	—
御池簡易水道事業	5,595万円	1,580万円
簡易水道事業	3億8,000万円	7億3,199万円
電気事業	4,745万円	—
山之口総合交流活性化センター	8,350万円	1億 2万円
高城健康増進センター等管理事業	1億7,292万円	2億1,399万円

※市債残高は、平成23年度末時点の決算見込額です

■企業会計(水道事業)の状況

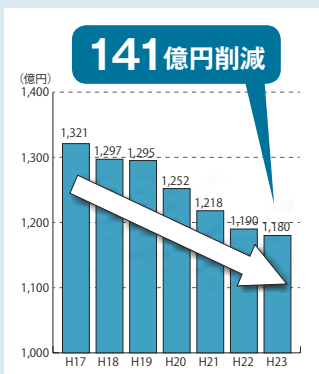
収益的収支 給水収益やサービス提供に要する経費など	収入	23億 225万円
	支出	19億5,375万円
	純利益	3億4,850万円
資本的収支 水道施設の建設、水道管の入れ替えなどの経費	収入	4億9,418万円
	支出	13億4,935万円
企業債残高		92億2,644万円

※資本的収支の不足額8億5,517万円は積立金および内部留保資金などで補っています



給水戸数 70,208戸
給水人口 157,232人
普及率 91.6%
配水量 1,909万m³

※給水収益などの減少で収入総額は減少し、また、減価償却費や動力費などの増加で支出総額が増加し、前年度比2,822万円減の3億4,850万円の純利益となりました



point!
財政ワンポイント
市債残高は減少しています
平成17年度は、市の借金である市債残高は、1,321億円をピークに減少してきて、合併以降取り組んできた行財政改革の成果が表れてきています。

一般会計歳入歳出予算総額

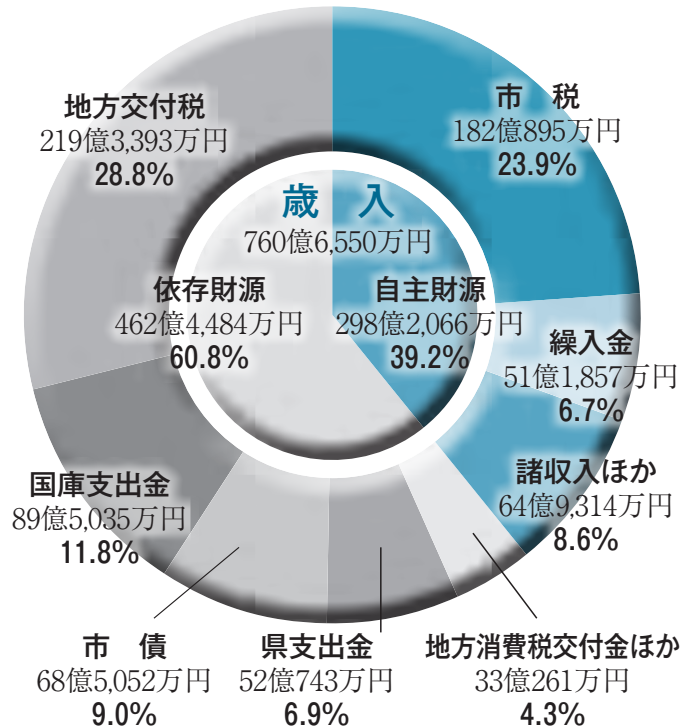
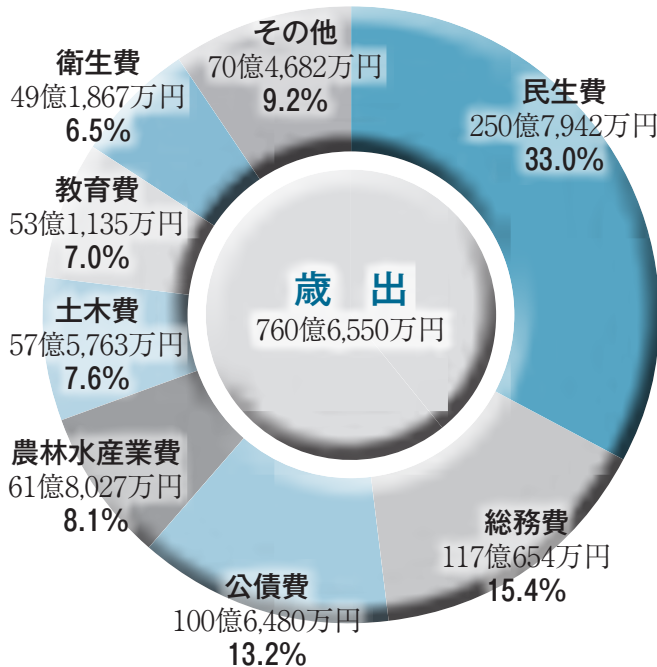
760億6,550万円

高齢者福祉や児童福祉などに使う民生費が増加し、全体の3割を超えています。今後もこの傾向は続く予想されます。

(%は歳出総額に占める割合です)

市が自主的に収入できる財源は39.2%で、残りは地方交付税や国・県支出金、市債などに依存しています。

(%は歳入総額に占める割合です)



一般会計における市民一人当たりにかかる経費

最終予算額を市民1人に割り戻した額は、45万3,435円です。

市民1人当たりの民生費	149,501円	市民1人当たりの教育費	31,662円
市民1人当たりの公債費	59,997円	市民1人当たりの衛生費	29,321円
市民1人当たりの農林水産業費	36,841円	市民1人当たりの商工費	16,270円
市民1人当たりの土木費	34,322円	市民1人当たりの消防費	13,508円

一般会計における税負担額などを市民1人当たりで換算すると

市民1人当たりの市税	108,546円
市民1人当たりの市債残高	464,575円

※この算出では、国勢調査に基づく4月1日現在の推計人口(167,754人)を用いています



歳入歳出用語説明

【歳入】

- 地方交付税／国税のうち所得税や法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合を一定の基準により国が交付する税
- 市税／個人・法人市民税や固定資産税、軽自動車税など
- 国・県支出金／特定目的事業の財源となる国と県の補助金
- 市債／建設事業や災害復旧事業などの財源となる借入金
- 繰入金／一般会計、特別会計、基金などの会計間の資金のやりとり

【歳出】

- 民生費／高齢者、障がい者、児童などの福祉全般の事業経費
- 総務費／選挙や戸籍、徴税、市庁舎管理などの経費
- 公債費／市債を返済するための経費
- 農林水産業費／農業や林業などの経費
- 土木費／道路や公園整備、住宅管理などの経費
- 教育費／教育や文化財保護、スポーツ振興などの経費
- 衛生費／清掃、保健衛生などの経費



取り返しのつかない飲酒運転による事故

みんなの力で飲酒運転を根絶しましょう！

飲酒運転によって事故を起こすと、家族や仕事を失い一生を棒に振るだけでなく、被害者はもちろん、その家族や友人まで巻き込んで、計り知れない悲劇をもたらします。こうした事故を防ぐため、市民一人一人が力を合わせ、飲酒運転を許さない都城市にしていきましょう。

◎問い合わせ

生活文化課 ☎23-7183

飲酒運転の検挙者数は、

5年連続で県内ワースト！

都城警察署管内の平成23年中の酒気帯び運転による人身事故の発生件数は15件（県内合計69件）で、負傷者数は22人（県内合計84人）となっています。

また、飲酒運転の検挙者は86人（県内合計487人）と、5年連続で県内ワーストとなっていて、憂慮すべき事態が続いています。

飲酒運転の根絶に向けた取り組み

市では、これまでも飲酒運転根絶に向けたさまざまな取り組みを警察署や関係機関と協力して行ってきました。

それでも、飲酒運転は後を絶たず改善の兆しがみえないため、これまでの対策に加え、今年度新た

に飲食店や事業所を対象にした次のような意識啓発の取り組みを実施するなどして、飲酒運転根絶に向けた対策を強化します。

○飲食店を対象にした取り組み

飲食店に飲酒運転根絶を訴える割り箸を配布し、来店者に提供します。また、ハンドルキーパー推奨店を選定し来店者へ呼び掛けます。

○高齢者や若者、子どもを対象にした取り組み

高齢者への放射材の配布や、交通安全教室などを開催します。



飲酒した翌朝も注意！

飲酒した直後の運転はもちろん、睡眠をとった翌朝もアルコールが残っていると、飲酒運転になる場合があります。飲酒をしてからアルコールが抜けるまでに要する時間は、それぞれの体重や体質などにより異なります。

自分の適量や、飲酒をする時間について見つめ直し、翌日に運転する予定がある場合はアルコールが残らないよう、飲み過ぎに注意しましょう。



みんなの力で 飲酒運転ゼロの街

都城市交通少年団団長
高城小学校 6年 有馬美咲さん

学校の登下校中、よく見かけるものがあります。それは、飲酒運転根絶の旗です。交通事故の原因は「ドライバーの飲酒」というものが少なくありません。そのために、私と同じ小学生や幼い子の命、大人の命さえ失われています。何の罪もない人が、なぜ、たった一人の飲酒運転で命を亡くすことになるのでしょうか。

私は、「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない」という言葉を聞いたことがあります。皆さんも知っていると思います。飲んだ人が運転しそうになったら、他の人がとめるという事もできるのではないのでしょうか。

飲酒運転は、今すぐになくさなければなりません。「少しずつでいいから減っていく」ではダメだと思います。みんなで飲酒運転ゼロという未来をつくり上げていきたいです。

飲酒運転根絶に 全力で取り組んでいます

都城警察署長 武田久雄さん



県内の平成24年の飲酒運転の検挙者は、4月末現在126人となっています。このうち都城警察署管内は24人と全体の約2割を占めていて、交通事故を起こして発覚した8人を現行犯逮捕しましたが、1人は、発覚を恐れて逃走したため、ひき逃げ事件へと発展しました。

昨年の飲酒運転の状況进行分析すると、飲酒の理由は「付き合い(30.8%)」、飲酒した場所は「飲食店(52.7%)」、飲酒運転をした理由は「警察官に見つからないと思った(66.4%)」となっていて、本年も同じような傾向にあります。

都城警察署は、今後も飲酒運転の根絶に向けて取り締まりを強化していきますので、地域や職場、家庭で飲酒運転を許さない環境づくりの協力をお願いします。



市役所環境業務課の取り組み

**職場での取り組み
アルコールチェッカー**

平成23年4月から、仕事でトラックなどの自動車を使用する事業所では、アルコールチェッカー(アルコール検知器)による運行前のチェックが、義務付けられました。これにより、前日のアルコールが体内に残りやすい早朝に、自動車を運転する従業員の飲酒運転を防ぐことができます。

飲酒運転は会社のイメージを悪化させるだけでなく、会社の信頼や、社会的信用も失いかねません。アルコールチェッカーを積極的に活用して、飲酒運転を未然に防ぎましょう。

また、アルコールチェッカーは、市内の量販店などで安価に購入できるものもあり、家庭での飲酒運転の防止に役立つこともできます。



ハンドルキーパーはお決まりですか

客が運転代行などを依頼して帰宅するときは、その確認ができるまで自動車の鍵を預かってください。ちょっとしただけならといった軽い気持ちですが、飲酒運転につながることもあります。はっきりとした対応をお願いします。

○退店時の対応

客が自動車を利用していないか、また利用している場合は、ハンドルキーパーがいるかどうかを確認してください。

○客が来店したとき

客が自動車を利用して来店していることを知りながら酒を提供し、その客が帰宅するときに事故を起こした場合、当事者だけでなく、酒を提供した店の責任者も罪に問われることがあります。

このため、日頃から次のことを心掛け、飲酒運転根絶に向けて協力してください。

酒を提供する飲食店の皆さんへ

私たちの健康を支える国民健康保険制度

知ってください 国保のこと

国民健康保険（国保）は、病気やけがをしたとき、誰もが安心して治療を受けられるよう、みなでお金を出し合い支え合う保険制度です。国保の健全な運営のため、納期限までに保険税を納めるとともに、医療費の節減にもご協力ください。

◎問い合わせ 保険年金課 23-2642

国保の納付は

国保の資格を得たときから

国保は、健康保険制度の一つで後期高齢者医療制度や職場の健康保険に加入している人、生活保護受給者を除き、全ての人が対象になります。

国保に加入することになった場合、届け出をした月ではなく、国保の被保険者となった月から保険税が課税されます。転入や転出、他の健康保険へ加入や脱退など、国保に加入または脱退することになった場合には、14日以内に保険年金課または各総合支所、各地区市民センターに届け出てください。

医療費が増加すると 保険税も増加します

国保は各市町村が運営している制度で、病気やけがをしたときの

医療費節減のポイント



- ①生活習慣を見直し、適度な運動・栄養・休養をバランスよくとりましょう
- ②定期的に健康診断を受けて、病気の早期発見や治療に心掛けましょう
- ③休日や時間外診療は、緊急時などを除き、なるべく避けましょう
- ④かかりつけ医を持ち、はしご受診や転医を控えましょう
- ⑤ジェネリック医薬品（後発医薬品）を活用しましょう

※現在、服用中の薬をジェネリック医薬品に替えた場合、どれだけ自己負担分を少なくすることができるかをお知らせする、「ジェネリック医薬品差額通知」を9月と3月に郵送します。通知書を参考にして、ジェネリック医薬品を使いたい場合は、医師や薬剤師へ相談しましょう

医療費が増えれば、国保から病院などに支払われる医療給付費も増え、それを補うために保険税が引き上げられる可能性があります。そうならないためにも、日頃から医療費の節減を心掛けましょう。

保険税の決め方

その年に予測される医療費から、皆さんが病院などで支払う一部負担金と、国などからの補助金を差し引いたものが保険税の総額です。これを各世帯ごとの加入者数や所得などに応じて、公平な負担になるように各世帯の保険税が決まります。

保険税の計算方法

1年間に納める保険税は、医療保険分（医療分）と後期高齢者支援金分（支援金分）、介護保険分（介護分）の3つを合わせた額が税の総額で、これをそれぞれに所得割、資産割、均等割、平等割で計算し合算した額です。（下段参照）

年間の保険税額（最高限度額 77 万円）

医療分
最高限度額 51 万円



支援金分
最高限度額 14 万円



介護分^{※1}
最高限度額 12 万円

所得割額
課税所得^{※2} × 税率



資産割額
固定資産税額^{※3} × 税率



均等割額
加入者数 × 均等割額



平等割額
世帯単位で計算

※1 介護分＝40歳以上65歳未満の人が対象になります

※2 課税所得＝平成23年の総所得金額等－基礎控除額 330,000 円
世帯の加入者それぞれに税率をかけて計算

※3 固定資産税額＝平成24年度の固定資産税額（土地・家屋）。都市計画税は除く



保険証の更新は8月1日(水)

新しい保険証は、7月下旬に郵送します。保険証が届いたら、住所、氏名、生年月日、有効期限などを確認し、8月1日以降に病院などで受診するときは、新しい保険証を必ず持参してください。

なお、有効期限が過ぎた保険証は、8月1日から使用できなくなります。不要となった保険証は処分するか、保険年金課または各総合支所、各地区市民センターの窓口に戻却してください。

※75歳以上の人や、一定の障がいがある65歳から74歳の人たちの後期高齢者医療被保険者証は、負担割合が変更になった人のみ新しい保険証を郵送します

後期高齢者医療制度への加入

65歳以上の人で一定の障がいがある人は、後期高齢者医療制度に加入することができます。後期高齢者医療制度に加入すると、負担割合が1割になり保険料が安くなる場合があります。

対象者

- ①身体障害者手帳1～3級の人
- ②身体障害者手帳4級で次のいずれかに該当する人
下肢障害4級1号・3号・4号
音声、言語、そしゃく機能障害
- ③療育手帳Aの人
- ④障害基礎年金1級・2級の人
- ⑤精神障害者保健福祉手帳1級・2級の人

各認定証の更新について

次の認定証の更新手続きを8月1日(水)から行います。

- ①国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
- ②国民健康保険限度額適用認定証
- ③後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(対象者には、新しい認定証を7月末までに郵送します)

※国民健康保険特定疾病療養受療証(70歳未満の慢性腎不全の人)は手続不要です。7月末までに新しい認定証を郵送します

国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証	
有効期限	平成25年 7月31日
記号番号	00000000 性別 男
氏名	都城 太郎
生年月日	昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 一部負担金の割合
資格取得年月日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 2割
交付年月日	平成25年 8月1日 平成25年3月末日までは 1割
住所	都城市姫城町6街区21号
世帯主氏名	都城 太郎
保険者番号	450023 宮崎県 都城市

●有効期限は原則1年

国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証の有効期限は平成25年7月31日、後期高齢者医療被保険者証は平成25年3月31日までです。

次の人は、期限が異なりますのでご注意ください。

- 69歳の人→70歳の誕生月の末日まで
- 74歳の人→75歳の誕生日の前日まで
- 退職被保険者で64歳の人
→65歳の誕生月の末日まで

※保険税の未納がある人は、有効期限が短い保険証(短期証)となる場合があります

●自己負担割合

70歳以上の人や後期高齢者医療保険の被保険者の人は、前年の所得などにに基づき病院での自己負担が1割または3割となります。3割負担と判定された場合でも、世帯の収入合計額が一定未満のときは、申請することで1割負担が適用されます。対象者には、申請書を郵送していますので、手続きを行ってください。

●一部加入者の2割負担

70歳から74歳の医療費の自己負担は1割に抑えられていますが、国は平成25年4月1日から負担割合を1割から2割に引き上げる予定です。

そのため、現役並みの所得者を除く保険加入者の保険証に、自己負担割合が「2割 ※平成25年3月末日までは1割」と記載されています。

ただし、自己負担割合の引き上げについては、今後、国において凍結される可能性もあります。凍結された場合は、平成25年3月までに新しい保険証を郵送します。